

2019年1月

「公開買付けの差止め」

第7期 客員研究員

金沢大学人間社会研究域法学系 専任講師

脇田 将典

要 約

本稿は、一定の公開買付規制の違反に対して、株主による公開買付けの差止めを立法として認める余地はないかを検討する。本稿が主として対象とするのは、本来公開買付けを行うべきであるのにそれを行わなかった場合と、公開買付けは行っているが規制違反が生じている場合である。本稿ではまず、現在の公開買付規制のエンフォースメントは必ずしも十分でないことを指摘した。そのうえで、総論的な検討として、差止めを認めることは弊害を生じさせないか、差止めは公開買付けに期間の定めがあること整合するのか、行政によるエンフォースメントの方が差止めより適切ではないかといった点を検討した。最後に、実際に生じそうな規制違反について差止めを認めるべきかを個別に検討した。結論として、2段階買収や株券等所有割合が3分の1を超えることとなる取得に該当する場合については、公開買付けがなされなかった場合、スピード規制違反、情報開示義務違反、別途買付け義務違反の場合には、株主による差止めを認める余地があると思われる。

以 上

(掲載誌：脇田将典「公開買付けの差止め」資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言—2019年度版』119頁(財経詳報社、2019))

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。